

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1. 専決処分の内容

(1) 国保税の減額（第23条関係）

国保税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定の対象となる所得基準額の算定において被保険者数に乗すべき金額を引上げることにより、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図る。

【5割軽減世帯の拡大】

(改正前) 基準額：43万円＋28万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

↓

(改正後) 基準額：43万円＋29万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

【2割軽減世帯の拡大】

(改正前) 基準額：43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

↓

(改正後) 基準額：43万円＋53万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

収入に置き換えると・・・

例 給与収入で夫、妻、子どもの3人世帯の場合

	5割軽減	2割軽減
改正後	197万円以下	302万円以下
改正前	195万円以下	295万円以下

【改正の理由】

経済動向等を踏まえ、国保税の軽減措置の対象が拡充されました。

5割軽減世帯については、これまで所得判定基準額の43万円に国保被保険者1人につき28万5千円を乗じて得た額を加算した額以下の場合、軽減措置の対象としましたが、今回29万円に引き上げられ対象者が拡充されました。

2割軽減世帯については、これまで所得判定基準額の43万円に国保被保険者1人につき52万円を乗じて得た額を加算した額以下の場合、軽減措置の対象としましたが、今回53万5千円に引き上げられ対象者が拡充されました。

令和5年度の対象者世帯は、7割軽減1,015世帯（改正なし）、5割軽減507世帯・2割軽減442世帯（改正あり）となっています。

2. 専決処分日 令和5年3月31日

3. 施行期日 令和5年4月1日